

報道機関各位

軽自動車税に係る課税誤りについて

軽自動車税（種別割）において、標識番号「北九州880」の特殊用途自動車計7台（納税義務者6名）に対し、軽自動車税における税率区分「軽四輪貨物」を適用すべきところ、誤って「軽四輪乗用」の税率区分を適用している事案が発生しました。ご迷惑をおかけしました皆様にお詫び申し上げますとともに、今後同様の事案が生じることのないよう、再発防止に努めます。

1 事案の概要

- (1) 軽自動車税のシステム入力を受託業者が行っており、4月19日に受託業者が令和6年度の入力をする際に、以前の車種の入力誤りを発見し、当課に報告があった。
- (2) 同様の誤りがないか調査したところ、入力誤りが計7件判明した。

令和5年度課税分	正)	5,000円	誤)	10,800円	・・・	5件
				7,200円	・・・	1件
令和2年度課税分	正)	6,000円	誤)	12,900円	・・・	1件

 ※全件納付済
- (3) 特殊用途自動車については一律「軽四輪貨物」の税率区分で入力する事務処理について、受託業者において十分徹底されていなかったこと及び二次チェック時にも誤入力に気づけなかったことによるもの。

2 市の対応

- (1) 対象の納税義務者6名に謝罪し、経緯を説明した上で了承を得た。
- (2) 税額修正等の処理を行った上で、対象の納税義務者に対し差額を還付する。

3 再発防止策

受託業者において、手順等の再確認及びダブルチェックを徹底するとともに、新たに電子データを活用した事後チェック体制をとる。

4 受託業者別入力誤り件数

～令和4年 9月	NDSデータソリューションズ株式会社	6件
令和4年10月～	アクセンチュア株式会社	1件

問い合わせ先
財政・変革局課税第二課
担当：徳永（課長）、南（係長）
TEL：093-967-6848